

日本陸上競技連盟公認審判員規程

(2019年3月改正)

<任 務>

第1条 公認審判員は、国際陸上競技連盟ならびに日本陸上競技連盟（以下本連盟という）の競技規則により、本連盟または加盟団体が主催、共催あるいは所管する競技会の審判をすることを任務とする。

<資 格>

第2条 公認審判員は、加盟団体の登録会員でなければならない。

加盟団体の登録会員で18歳（3月末日を基準とする）に達した者は、公認審判員となり得る資格を有する。

<種 別>

第3条 公認審判員は、S級、A級、B級とする。

1. S級公認審判員

永年にわたって審判活動に精励し、熟練した審判技術と知識を有する者。

2. A級公認審判員

数多くの審判活動を通して、より高い審判技術と知識を身につけた者。

3. B級公認審判員

審判講習会を受講し、公認審判員として必要な技術と知識を身につけた者。

<推薦と昇格>

第4条 A級公認審判員で満10年を経過し、55歳（3月末を基準とする）に達した者はS級公認審判員となりうる資格を有する。毎年、加盟団体から推薦された者について、競技運営委員会で審査の上認定し本連盟がこれを委嘱する。

加盟団体からの本連盟へのS級公認審判員の推薦期限は12月末日とする。

B級公認審判員で原則として満10年を経過した者はA級公認審判員となり得る資格を有する。

A級、B級公認審判員は、加盟団体で審査し、本連盟がこれを委嘱する。

加盟団体は毎年4月末日までに本連盟に対し当年4月1日現在の関係公認審判員数を報告しなければならない。

日本学生陸上競技連合に登録する学生については、申請に基づき本連盟がB級公認審判員に委嘱することができる。

<解任と復権>

第5条 公認審判員は、次の1、2項のいずれかに該当するときは、自動的にその任を解かれる。

1. 登録会員でなくなったとき。ただし、特別の事情によって、一時的に登録会員でなくなっても、その特別な事情が解消し再び登録会員となったときには、以前の資格を回復する。

2. 競技会の審判を委嘱されたにもかかわらず、1年以上特別の理由なくその任にあたらぬとき。

3. 前1、2項により解任された者で復権を希望する者に対しては、申請に基づきS級公認審判員は本連盟競技運営委員会審判部が審査し、本連盟がこれを委嘱する。またA級およびB級公認審判員については加盟団体で審査し、本連盟がこれを委嘱する。

<審判員の証明>

第6条 公認審判員は、本連盟が定める公認審判員手帳を所持し、公認審判員証（カード）およびバッジを着用して競技会の審判にあたるものとする。

<競技会の構成>

第7条 本連盟および加盟団体の主催、共催あるいは主管する競技会の審判は、補助員を除きすべて公認審判員をもって構成する。

<公認審判員の処分>

第8条 公認審判員として登録会員規定第2条に抵触した者は、同規定第17条により登録会員処分規定に定められた処分の対象となる。

<付 則>

第9条 公認審判員推薦手続公認審判員の取り扱い等については別に定める。